

(別記様式第 1 号)

計画 作成年度	令和 7 年度
計画主体	金沢市

金 沢 市 鳥 獣 被 害 防 止 計 画

<連絡先>

担 当 部 署 名
所 在 地
電 話 番 号
F A X 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

金沢市農林水産局農業水産振興課
石川県金沢市柿木畠 1 - 1
(076) 220 - 2214
(076) 222 - 7291
nourin_s@city.kanazawa.lg.jp

(※注釈は施行時には印刷しない)

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カモ類、キジ、カラス、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、クマ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	金沢市全域(国指定白山鳥獣保護区を除く)

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和7年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カモ類	レンコン	781.0 a 5,668千円
カラス	スイカ、サツマイモ	23.4 a 2,402千円
キジ	スイカ、サツマイモ	— —
イノシシ	水稻	206.5 a 2,949千円
	野菜	200.0 a 881千円
その他中獣類	スイカ、サツマイモ	5.2 a 529千円
クマ	カキ等果樹、養蜂	0.3 a 6千円
ニホンザル	水稻	31.6 a 452千円
	野菜・果樹	15.5 a 57千円
ニホンジカ	野菜	未集計 未集計

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

- カモ類
 - ・河北潟干拓地のレンコンへの食害(被害)は、毎年発生している。
- カラス、キジ
 - ・砂丘地の収穫前のスイカやサツマイモ、直播きや田植え後の水稻に被害が発生している。
 - ・直播きの水稻面積が拡大すれば、被害も増加すると予想される。
- イノシシ
 - ・令和2年度以降、豚熱の影響で個体数が減少していると推測されており、それに合わせ令和4年度まで農業被害も減少したが、令和5年度以降は個体数が回復傾向と推測される。
 - ・収穫前の水稻やタケノコ、イモ類などの被害や、水田の畦畔や水路、農道・林道等の掘り起しなどの農業施設等への被害、また、市街地への出没の増加が懸念されるため、捕獲、追い払い等の対策強化が求められる。
- その他中獣類
 - ・中山間地域や砂丘地の野菜や果樹に被害が発生し、園芸作物の作付けに大きな影響を与えている。
 - ・ハクビシンの生息数が増加しており、近年、市街地の住居等にも侵入している。

○クマ

- ・市街地近郊の里山への出没も増えており、カキ、栗等の果樹に被害が発生している。
- ・農家や市民への人身被害も発生し、緊急的な対策が求められる。

○ニホンザル

- ・中山間地域の野菜や果樹類に被害が発生している。
- ・地区によっては、水稻への被害も発生している。
- ・群れでの出没区域が拡大しており、被害の拡大が懸念される。
- ・群れとは別に単独で行動するハナレザルが、各地に出没している。

○ニホンジカ

- ・まだ顕著な被害はないが、被害の拡大が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和8年度)	目標値 (令和10年度)
○カモ類 ・レンコン	被害面積	781a	665a
	被害金額	5,668千円	4,827千円
○カラス ・スイカ等	被害面積	23.4a	19.9a
	被害金額	2,402千円	2,046千円
○キジ ・スイカ等	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
○イノシシ ・水稻 ・野菜等	被害面積	206.5a	175.9a
	被害金額	2,949千円	2,512千円
	被害面積	200.0a	170.3a
	被害金額	881千円	750千円
○ハクビシン、 タヌキ、アナグマ ・スイカ等	被害面積	5.2a	4.4a
	被害金額	529千円	451千円
○クマ ・果樹類	被害面積	0.3a	0.3a
	被害金額	6千円	5千円
○ニホンザル ・水稻 ・野菜・果樹	被害面積	31.6a	26.9a
	被害金額	452千円	385千円
	被害面積	15.5a	13.2a
	被害金額	57千円	49千円
○ニホンジカ ・野菜等	被害面積	—	—
	被害金額	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲檻による捕獲 ・イノシシ、クマ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、アナグマ 銃器による捕獲 ・カモ類、カラス、キジ、クマ、イノシシ、ニホンザル 捕獲技術の講習会開催 狩猟免許取得の促進 補助者の導入	・捕獲従事者の育成・確保 ・捕獲技術の向上 ・補助者と猟友会の連携
防護柵の設置等に関する取組	防護技術の講習会開催 侵入防止柵(電気柵等)の設置・集落点検の実施 ・イノシシ、ニホンザル、クマ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ 防鳥ネット・防鳥テープ等の設置 ・カモ類、キジ、カラス 爆音機、点滅ライトの設置 ・カラス、キジ 鷹匠による追い払い ・カラス 緩衝帯の設置(藪の刈り払い) ・イノシシ、クマ おとり池の設置 ・カモ類 夜間パトロール ・カモ類 追い払いの実施 (動物駆逐用煙火、モンキードッグ) ・ニホンザル	・防護技術の向上 (柵・ネットなど複合的かつ効率的な設置) ・遊休農地等の解消と発生防止 ・防除コスト・労力の増大 ・地域ぐるみの被害防止体制の構築
生息環境管理 その他の取組	(生息環境管理) ・作物残渣及び放任果樹等の除去や緩衝帯の整備による獣害に強い環境づくりの啓発を行っている。	(生息環境管理) ・農家の高齢化により緩衝帯整備後の維持管理にかかる人手不足 ・鳥獣の隠れ場所となりうる耕作放棄地の解消

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

○カモ類対策

- ・これまで、河北潟干拓地のレンコンでの防鳥ネット設置や銃器による捕獲などの対策を講じてきたが、被害の縮小には至っていない。
- ・今後は、銃器による捕獲に加え、他の有効な防除方法についても検討し、被害防止に向けた取組を実施する。

○カラス、キジ対策

- ・個体数が多いことから有効な対策は見出せないが、今後とも、防鳥ネット等の設置や銃器による捕獲、鷹匠による追い払い等、被害防止に向けた取組を実施する。
- ・より有効な防除、追い払いについて、新たな資材等の導入、実証を行う。

○イノシシ対策

- ・市内の被害対策に併せ、県内北部地域や富山県への被害拡大を防止するため、重点的な取組を実施する。
- ・中山間地域において集落ぐるみの被害防止体制を確立し、藪の刈り払いによる緩衝帯の設置や、侵入防止柵、捕獲檻の設置等、集落ぐるみによる総合的な対策を推進、支援する。
- ・新たな資材の導入により、防護柵の開口部対策や法面の掘り起こし対策について実証する。
- ・有害鳥獣捕獲隊による捕獲を行い、個体数の減少に向けた取組を実施する。
- ・集落での捕獲檻購入を支援する。
- ・地域農業者による狩猟免許取得を支援する。
- ・補助者制度を活用した捕獲を実施する。
- ・出没情報の収集・伝達を速やかに行い、住民の被害防止に努める。

○その他中獣類対策

- ・今後とも、侵入防止柵の設置等により、被害防止に向けた取組を実施する。
- ・集落での捕獲檻購入を支援する。

○クマ対策

- ・捕獲による個体数調整を行う。
- ・侵入防止柵の設置等により、被害防止に向けた取組を実施する。
- ・藪の刈り払いによる緩衝帯の設置に対し支援する。
- ・出没情報の収集・伝達を速やかに行い、住民の被害防止に努めるとともに、クマの生態や被害防止対策について普及啓発を行う。

○ニホンザル対策

- ・侵入防止柵の設置等により、被害防止に向けた取り組みを実施する。
- ・被害情報の把握とともに追い払いを含め被害防止対策の普及啓発を行う。
- ・モンキードッグを用いた追い払いを実施する。
- ・加害サル群のメスに発信器を取り付け、その行動を追うテレメトリ調査を実施し、銃器による効率的な一斉捕獲及び追い払いを行う。
- ・情報通信技術（ICT）等を活用した捕獲を推進する。
- ・出没情報の収集・伝達を速やかに行い、住民の被害防止に努める。

○ニホンジカ対策

- ・被害の動向を注視しながら、捕獲檻の設置等被害の防止に向けた取組を実施する。

（注）被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・イノシシ、ニホンザル等の捕獲は、猟友会を中心とした有害鳥獣捕獲隊を編成し、市や協議会が連携して実施する。
- ・補助者と猟友会が連携した効率的な捕獲を推進する。
- ・クマ及びニホンジカ※の捕獲は、個体数調整にかかる捕獲隊を編成し、実施する。
※ニホンジカの捕獲は、クマやイノシシ等の罠で捕獲した場合に限る

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	カモ類	・銃器による捕獲
	カラス	・捕獲檻及び銃器による捕獲
	キジ	・銃器による捕獲
	イノシシ、 ニホンザル	・捕獲檻及び銃器による捕獲 ・捕獲技術向上講習会の開催 ・狩猟免許の取得支援 ・補助者制度の活用
	クマ	・捕獲檻及び銃器による捕獲
	タヌキ、アナグマ、 ハクビシン	・捕獲檻による捕獲 ・狩猟免許の取得促進
	ニホンジカ※	・捕獲檻による捕獲

※ニホンジカの捕獲は、クマやイノシシ等の罠で捕獲した場合に限る

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・カモ類 レンコン被害が著しい河北潟干拓地において、効果的に捕獲を行うこととし、生息状況、被害状況等を勘案し、適正な捕獲計画数を設定する。 ・カラス、キジ 農作物被害に併せ、住宅地の生息状況、被害状況等を勘案し、捕獲区域及び捕獲計画数等を設定する。 ・イノシシ 生息域の拡大と個体数の急激な増加が懸念されるため、重点的な捕獲が必要であり、生息状況、被害状況等を勘案し、適正な捕獲計画数を設定する。 ・その他中獣類 農作物被害の多い中山間地域において重点的に捕獲を行う。 近年、住居に侵入していることも多く、被害状況によっては住宅地においても檻による捕獲を行う。 生息状況等を勘案して、捕獲計画数等を設定する。 ・ニホンザル、クマ、ニホンジカ 石川県ニホンザル、ツキノワグマ及びニホンジカ管理計画に基づき、石川県と協議の上、捕獲計画数等を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カモ類	200羽	200羽	200羽
カラス	2,200羽	2,200羽	2,200羽
キジ	50羽	50羽	50羽
イノシシ	2,300頭	2,300頭	2,300頭
ニホンジカ※	20頭	20頭	20頭
タヌキ、アナグマ、 ハクビシン	200頭	200頭	200頭
ニホンザル (アゲハラA)	全頭（金沢市/犀川・内川地域 ニホンザル捕獲計画に基づき、R5年度～R9年度の5年間で全頭捕獲）		—
ニホンザル (アゲハラB)	全頭（金沢市/湯涌・医王山地域 ニホンザル捕獲計画に基づき、R5年度～R9年度の5年間で全頭捕獲）		—
ニホンザル (金沢C)	全頭（金沢市/犀川・内川地域 ニホンザル捕獲計画に基づき、R5年度～R9年度の5年間で全頭捕獲）		—
クマ	30頭	30頭	30頭

※ニホンジカの捕獲は、クマやイノシシ等の罠で捕獲した場合に限る

（注）対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

- ・実施予定時期
令和8年4月～令和10年3月
- ・捕獲予定場所
金沢市内中山間地域、砂丘地、河北潟干拓地等
- ・捕獲手段
はこわな、囲いわな、網による捕獲、銃器による捕獲、手捕り
- ・捕獲鳥獣の処理方法
焼却、埋設、獣肉処理施設での解体等

（注）1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

効率的に捕獲するため、安全確保のうえ冬季にライフル銃を使用した捕獲に取り組む

（注）1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
カモ類	防鳥ネット累計30ha (R7年度現状維持)	防鳥ネット累計30ha	防鳥ネット累計30ha
カラス等	防鳥ネット累計60ha (R7年度現状維持)	防鳥ネット累計60ha	防鳥ネット累計60ha
イノシシ	電気柵増設100km 電気柵累計1,285km (R7年度既設1,185km) 恒久柵増設3.00km 恒久柵累計22.47km (R7年度既設19.47km)	電気柵増設100km 電気柵累計1,385km 恒久柵増設3.00km 恒久柵累計25.47km	電気柵増設100km 電気柵累計1,485km 恒久柵増設3.00km 恒久柵累計28.47km
ハクビシン・ タヌキ・ アナグマ	電気柵累計2km (R7年度現状維持)	電気柵累計2km	電気柵累計2km
ニホンザル	侵入防止柵増設3.0km 侵入防止柵累計49.6km (R7年度既設46.6km)	侵入防止柵増設3.0km 侵入防止柵累計52.6km	侵入防止柵増設3.0km 侵入防止柵累計55.6km
クマ	侵入防止柵増設3.0km 侵入防止柵累計10.2km (R7年度既設7.2km)	侵入防止柵増設3.0km 侵入防止柵累計13.2km	侵入防止柵増設3.0km 侵入防止柵累計16.2km

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	・定期的な草刈りやメンテナンスなど、取扱いの指導 ・侵入防止柵（電気柵）の設置とあわせて捕獲機材の導入により捕獲体制を強化		
ニホンザル	・定期的なメンテナンスなど、取扱いの指導 ・侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵＋ネット柵＋電気柵の複合柵）の設置とあわせて捕獲機材の導入により捕獲体制を強化		
クマ	・定期的な草刈りやメンテナンスなど、取扱いの指導 ・侵入防止柵（電気柵）の設置とあわせて捕獲機材の導入により捕獲体制を強化		

（注）侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和8年度 ～ 令和10年度	カモ類	・見回り等による防鳥ネットの適正管理 ・夜間パトロールによる追い払い
	イノシシ	・作物残渣及び放任果樹等の除去や緩衝帯の整備に加え、見回り等による侵入防止柵の適正管理 ・侵入防止柵設置の技術向上 ・侵入防止資材の実証 ・藪の刈り払いによる緩衝帯の設置 ・金沢市イノシシ対策マニュアルの普及・周知メール配信、チラシの配布による注意喚起
	クマ	・作物残渣及び放任果樹等の除去 ・藪の刈り払いによる緩衝帯の設置 ・安全パトロールの実施 ・出没注意看板の設置 ・メール配信による注意喚起 ・侵入防止柵等の設置 ・被害防止技術等マニュアルの普及・周知 ・市街地等に出没する要因の調査・研究
	ニホンザル	・作物残渣及び放任果樹等の除去や緩衝帯の整備に加え、侵入防止柵等の設置、防護技術の向上 ・見回り等による侵入防止柵の適正管理 ・モンキー犬等による追い払いの実施 ・メール配信、チラシの配布による注意喚起

（注）緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

別紙（危機管理マニュアル内野生生物による事故対策マニュアル）参照

（注）1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙（危機管理マニュアル内野生生物による事故対策マニュアル）参照

（注）緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 獣肉処理施設での解体、ジビエとしての利活用
- ・ 適切な処理施設での焼却
- ・ 捕獲した鳥獣の埋設

（注）適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシン等の有効利用が見込めるものは、獣肉処理施設により食肉として処理する。
ペットフード	現時点では、想定していない。
皮革	現時点では、想定していない。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	現時点では、想定していない。

（注）利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

- ・ 管内及び近郊の獣肉処理施設へ搬入
- ・ 管内で発生した獣肉の利活用の推進及び需要拡大に向けたPRとして、地域のイベントや商談会等へ積極的に参加し、普及啓発を図る
- ・ 地域住民を対象とした料理講習会を開催し、利用拡大を図る

（注）処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲者へ有効利用できる有害鳥獣の判別や効率的な加工処理の仕方を指導する。
（獣肉加工施設営業許可（変更）申請時、檻わなからの施設搬入からPCR検査、解体、保管まで1件の処理について立ち会い指導 PCR検査陽性時、廃棄の手順を確認するため立ち会い指導）

（注）処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協 議 会 の 名 称	金沢市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
地区代表 (地域住民)	・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 藪・草刈り等による緩衝帯の設置 ・ 食品残さの管理徹底(えさ場をつくらない) ・ 地域生産者との連携 ・ 檻の見回り、餌やり(補助者)
生産者代表 (地域生産者)	・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 農地等の保全・管理(耕作放棄地の防止・解消) ・ 藪・草刈り等による緩衝帯の設置 ・ 侵入防止柵等の防護資材の設置・管理 ・ 農作物残さの処理徹底(えさ場をつくらない) ・ 狩猟免許の取得 ・ 捕獲檻の購入 ・ 檻の見回り、餌やり(補助者) ・ 地域住民との連携
処理加工施設 ジビエ工房三谷	・ 捕獲した鳥獣の利活用 ・ 獣肉等の普及、利用拡大
農林業団体 金沢市農業協同組合 金沢森林組合	・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 農地等の保全・管理と指導 ・ 侵入防止柵等、資材の提供・供給
捕獲団体 (一社)石川県猟友会 金沢支部	・ 生息・出没・被害等の情報把握と提供 ・ 捕獲檻・銃器等による捕獲 ・ 捕獲場所、捕獲数等の報告
共済 石川県農業共済組合	・ 農作物被害等の情報収集と提供 ・ 鳥獣被害防止対策への財政的支援 ・ 鳥獣被害に対する財政的支援(補填)
石川県 県央農林総合事務所	・ 生息・出没・被害等の情報収集と提供 ・ 特定鳥獣保護管理計画の策定等による生息管理 ・ 鳥獣被害防止対策への技術的支援 ・ 捕獲、追い払い技術等の研究開発と普及
金沢市 環境政策課	・ 生息・出没・被害等の情報収集と提供 ・ 捕獲、追い払い技術等の助言・指導
金沢市 農業水産振興課 森林再生課 農業センター 鳥獣被害対策実施隊	・ 生息・出没・被害等の情報収集と提供 ・ 被害防止計画の策定と周知 ・ 鳥獣被害防止対策への技術的・財政的支援 ・ 研修会の開催等による人材の育成 ・ 金沢市イノシシ対策マニュアル等の普及・周知 ・ メール配信、チラシ配布による注意喚起 ・ 捕獲、追い払い技術等の助言・指導 ・ 関係機関の連携・調整
(アドバイザー) 石川県自然環境課 〃 里山振興室 〃 県央農林総合事務所	・ 生息・出没・被害等の情報提供 ・ 鳥獣の習性、捕獲、防護、追い払い技術等の助言・指導 ・ 有害捕獲等の指導

（注）１ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

２ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
—	—

（注）１ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

２ 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度に実施隊を編成（R7年度金沢市農業水産振興課５名、農業センター２名、森林再生課２名）

有害鳥獣の捕獲・有害鳥獣侵入防止柵の設置・その他鳥獣被害防止対策に関する事項について、指導、点検及び推進等を行う。

（注）１ 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

２ 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

（注）将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

（注）近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。